

## 各種申請手続きを予定しているかたへ 【新型コロナウイルス感染症等の拡大防止の対応について】

新型コロナウイルス感染症等の罹患、または罹患の恐れがある等の事情があるかたは、法令等に基づき、保険料の徴収猶予を受けることができます場合がありますので、市区町村の後期高齢者医療制度担当課までご相談ください。

### 各種申請手続きの予定がある場合について

- 後期高齢者医療制度での各種申請手続きなどを予定しているかたで、新型コロナウイルス感染症等の罹患または罹患の恐れがある等の事情があり、市区町村の窓口に来庁することが難しい場合については、市区町村の後期高齢者医療制度担当課まで電話等によりご相談ください。

### 後期高齢者医療保険料の納付について

- 事業または業務の休廃止、失業、及び長期入院等で収入が著しく減少した場合、減免および徴収猶予の制度がありますので、市区町村の後期高齢者医療制度担当課までご相談ください。

※ 徴収猶予を受ける場合、猶予期間終了後に納付することを書面により誓約していただく場合があります。